

～ 早稲田大阪『生徒部規約』をご覧くださいにあたって ～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、『生徒部規約』の開示をおこなっております。

- (1) 生徒部が2022年度より掲げるビジョン、「愛校心・ブランディング」を強固なものにするため
- (2) 同じ志を持つ生徒・ご家庭が、本校に入学し通ってくださることが、より質の高い教育に繋がり、また、その効果を還元できると考えるため
- (3) 本校の校訓である、“自律” “責任” “質実” を体現するため、また、これからの日本社会を背負う本校生徒に対して、どこにでも通用する人材として、感性を磨いたうえで送り出すため

上記理由から、『生徒部規約』として、本校の基準を定めております。

素直で、真面目に活動している生徒が多いことも本校の特長ですが、そのような生徒たちがネガティブな思いをすることがないように、また、全ての生徒たちが人間力を磨いていけるよう、毎年アップデートを重ねております。

ルールとは、物事を楽しむために設定されるものであると考えます。例えば、競技にルールがなかったらどうなるでしょうか。死亡事故が起きるかもしれませんし、競い合いの中で生まれる感動や喜び、時には、悲しみや悔しさによって芽生える向上心・反骨心に出会うこともなくなるでしょう。もちろん、スポーツと校則は異なりますが、「その瞬間を豊かにするもの」であることに変わりはありません。

また、いつの“時代”にも在る不変のものと、進化・変化するものと2種類が存在すると考えます。そして、その双方を教えていくことも教育であると考えますので、これからの日本社会を背負う、可能性を秘めた生徒たちに、本校なりに考え抜いた基準をきちんと示し、そのうえで基準値・環境レベルを上げてほしいと切に願っております。

このような思いを念頭に、本校への入学後は、あらゆる事柄に対して“こだわり”を持つよう伝え続け、それがやがて誇りへと変わり、愛校心が芽生えることで、「憧れの存在」となるべく努力を繰り返し、最後には本校を支える“ブランド”を構築するに至ると考えております。

これらのビジョンは、我々教職員のみでの取り組みで達成されることではなく、生徒はもちろん、ご家庭の皆様、地域の方々のお力が必要になります。と申しますのは、我々は、皆さんと共に、1つのモノづくりをしたいと考えているからです。それぞれが別々の事柄を取り扱っているのではなく、1つの責任に対して全員で手綱を握っている、そのようなイメージです。何事にも通じますが、“一体感”は非常に大切です。共通テーマを見出し、全員で少しずつ成長することが、大きな喜びを感じることに繋がると思っております。心温かいご支援・ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

敬具



早稲田大阪高等学校

生徒部規約

2025 年度版

1. [心得三原則]

- 挨拶の励行 『 気持ちよく挨拶しよう 』『 挨拶は、相手を認める最初のことば 』
お互いに気持ちよく・元気よく挨拶を交わす。
- 言葉づかい 『 言葉づかいは心づかい 』
発する言葉の重みを理解するとともに、不適切な態度も改められる感性を培う。
「正しい敬語」「相手を不快にさせない姿勢・態度での会話」など。
- 時間の活用 『 今・此处・自分を大切に 』
時間を守り大切にすることで、心にゆとりが生まれ、正しい判断と行動ができる。

2. [服装]

- ◎制服は全て、本校指定のものを正しく着用する。※変形・加工・着くずしはしない。
 - ◎靴は「黒色革」でローファー・プレントゥを基本とする。※踵を踏まないこと。
 - ◎セーター・カーディガン・ベストは、本校指定のものを正しく着用する。
※セーター・カーディガンなどを腰や首に巻くことは認めない。
 - ◎肌着に準じるシャツは、白色の「無地、またはワンポイント」とする。
 - ◎防寒具は、本校指定のコートまたは、クラブ指定のものとする。
 - ◎やむを得ない事情がある場合は、HP「保護者の方へ」から「異装届(その他連絡用)」に進み、異装届をダウンロード、担任を通じて生徒部長の許可を得る。(Moodle「全体連絡」からも同様にダウンロード可能)
- <男子>
- ◎カッターシャツは、ズボンに入れること。
 - ◎ベルトは華美でないもの(黒・茶)を着用すること。
 - ◎靴下は無地(黒・白・紺)とする。
- <女子>
- ◎靴下は、本校指定のものとする。
 - ◎防寒のため、「ベージュのストッキング・タイツ」及び「黒色タイツ」の着用を認める。
ただし、ベージュのストッキング・タイツ着用時は、本校指定の靴下(ハイソックス)を着用すること。
また、黒色タイツは透けないものとし、防寒対策として無地の黒色靴下を着用してもよい。
但し、着用期間は、3月末までとする。(冬服着用期間はハイソックスを履くこと)
 - ◎スカート丈は「膝中央」とし、短すぎたり、長すぎたりしないようにすること。
 - ◎セーラージャケットの下には、本校指定の「長袖ブラウス」を着用すること。
※前あてと襟は同色にすること
※セーラージャケット着用時の前あてと襟は紺色とする

(1) 衣替えについて

- 4月1日～11月30日：気候に応じて夏服・冬服の組み合わせを自由に選択して着用してもよい。
- 12月1日～3月31日：冬服を必ず着用すること。
- ※但し、1学期の始業式及び3学期の修了式は冬服の着用とする。
- ※冬期の全校朝礼・学年集会は必ず冬服を着用すること。

(2) 防寒具について

◎登下校時のみ、必ず冬服の上から着用することとし、室内では着用しない。

※着用期間：3月31日迄

(3) ひざ掛けについて

◎教室内で使用を許可する。(考査時は除く)

◎肩にかけるなどその用途以外には使用しないこと。

(4) 制靴・リュックサックについて

◎登下校の際は、本校指定制靴を使用し、他に使用する場合は本校指定リュックサックを併用すること。

※但し、クラブに所属している生徒は、クラブ指定のバッグを併用してもよい。

※1年生はクラブに入部後クラブバッグが届くまでの期間は中学時に使用していた靴を活用してもよい。
(夏休みまで)

3. [身だしなみ]

※自らを律し、指導の対象とならぬよう努めること。

※学年集会にて本校基準となる「身だしなみチェック」を行う。

(1) ヘアスタイル

◎日頃から整髪することを心がけること。

◎頭髪を加工することや、整髪料を使用すること、ファッション要素の強い髪型にしないこと。

◎入学時提出の「地毛申請書」にて、必要な申告は済ませておくこと。(事後の提出が必要となる場合は別途申し出ること)

◎式典に関して、本校の身だしなみ基準を満たさない場合には、参加・参列することは認めない。

◎本校の規定に違反した場合はもちろん、それ以外にも教員が必要と判断した場合は、指導の対象とする。

〈頭髪基準〉

≪男子生徒≫・標準の髪型： 後ろの髪は短く整髪し、襟にかからない長さにする。

： 髪は下に垂らした状態で、耳と眉にかからないようにすること。

※基準を満たしていない髪型の例…髪の長さに段をつけたり、短く刈り込んだ上から長い髪をかぶせたりするような髪型。

≪女子生徒≫・肩より長い髪は、ゴム(黒・茶・紺)で束ねること。

※ゴム・ヘアピンは飾りのないものとし、髪留めクリップ・シュシュは使わない。

※髪のを束ねる目安は、両肩を結んだラインとする。

(2) 装身具類について

◎装身具類(ネックレス・ブレスレット・指輪・イヤリング・ピアス・透明ピアスなど)は着用しない。

※ピアス用の穴をあけることも禁止する。

※装身具類はその場であずかり、指導後に返却する。

(3) 化粧について

- ◎化粧については、禁止とする。
- ◎ディファインコンタクト・カラーコンタクト・まつ毛及び眉毛の加工は禁止とし、指導の対象とする。
- ◆化粧（色付きリップを含む）・マニキュアなどをしている場合は、教員立ち会いのもと直ちに落とすこととする。

4. [登下校]

(1) 自転車通学について

- ◎自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願 兼 自転車シール発行願」で保護者の承認を得るとともに、添付書類に署名・押印のうえ提出すること。
- ◎許可された者以外の自転車通学は認めない。但し、やむを得ない場合は、異装届に理由を明記し担任から許可をもらうこと。
- ◎「生徒傷害保険」・「賠償責任保険」に必ず加入しなければならない。また、自転車防犯登録・任意保険などは、自己の責任において行うこと。
- ◎自転車通学を許可された者は、「校名入り自転車シール」を後部反射鏡の上部に必ず貼ること。
- ◎自転車は決められた駐輪スペースに止め、必ず施錠すること。
- ◎自転車のハンドル・荷台の変形、ステップをつけるなどの加工は禁止する。
- ◎雨天時の通学は傘を用いず「レインコート」を用いること。
- ◎道路交通法(軽車両扱い)を遵守し、常に安全確認・安全運転を心がける。
 - ※一般道路・住宅地に限らず、運転は一列縦隊を守り、二人乗りは絶対にしないこと。
 - ※イヤフォン・傘差し等の「ながら運転」は危険運転のため禁止とする。
 - ※「ヘルメット着用の努力義務」の観点より、ヘルメットの着用を推奨する。
 - ※上記内容に反する場合、許可を取り消す場合がある。
- ◎校内での乗車は禁止する。但し、登下校時に指定の駐輪場までの乗車は可とする。
- ◎向陽台高校側の坂道（緑彩ビレッジ）などの通行禁止区域に留意すること。

(2) スクールバス利用について

- ◎乗降場所は公共の場である。ルール・マナーを守り、常識ある行動を心掛ける。
- ◎乗車時に必ず「乗車証」を提示し、後部より順次着席する。座席の先取りは禁止する。
- ◎乗降時には、必ず「乗務員への挨拶」をすること。
- ◎車内備品の破損・持ち出しなどがあった場合は、弁償のうえ、以後のバス利用を認めない。
- ◎車内での、迷惑行為（大声での会話・遊び・飲食・スマートフォン/携帯電話の使用など）は禁止する。
- ◎車窓から、通行人・並列車両などへ声をかけるようなことはしない。
- ◎通学バスに乗り遅れた場合は、最寄りの交通機関を利用して速やかに登校する。
 - ※この場合、理由と代替利用する交通機関名を必ず学校へ連絡すること。
- ◎各バスターミナル周辺では「交通安全」に努め、無理な道路横断などはしない。
- ◎バスターミナル以外では、乗降することはできない。
- ◎JR 茨木ターミナル内の駐輪場は、使用できない。

(3) 登下校中の事故について

- ◎自身が連絡可能な状態の場合は、速やかに保護者・学校へ連絡すること。
- ◎対人による事故・負傷の場合は、相手氏名・連絡先・ナンバープレートなどを確認すること。
- ◎保護者・学校・警察へ連絡する。
- ◎相手が逃げたり・分からない場合は、周囲の第三者の証言など可能な限り確認すること。

(4) 不審者などの対応について

- ◎登下校中は、複数名での行動、人通りの多い道・幹線道路に沿った通行を心がけること。
- ◎身の危険を感じたら、大きな声で近くの人や家に助けを求めること。
- ◎危険を感じた場合・被害にあった場合は、必ず速やかに警察(110番)に通報し、併せて、保護者・学校へも連絡すること。
- ◎通報に際しては、相手の年齢・性別・頭髪・服装・車種・色・ナンバーなどの特徴を控えておくこと。

5. [食堂利用・食事]

(1) 食堂利用について

- ◎昼休み・放課後・休み時間のみ利用を認める。
- ◎食堂内でのゴミ・残飯・ペットボトルなどは、食堂内の分類されたごみ箱に捨てること。
- ◎食堂はセルフサービスとなっているので、食事の配膳・後片付けは必ず各自が行うこと。
- ◎食堂では、整列して順番を待つとともに、一人一人が利用のマナーと意識を高めること。
- ◎金銭の貸し借りをしないこと。
- ◎校内ショップについて、購入者以外は入店しないこと。

(2) 昼食場所について

- ◎食堂・教室以外に、中庭での昼食も許可する。但し、以下のことを遵守すること。
 - ①必ずベンチに座り昼食をとる。ピロティや階段・歩きながらの飲食は禁止とする。
 - ②食べ散らかしたり、汚したりしない。自宅からの持ち込み品は、すべて持ち帰ること。
 - ③利用時間は、昼食時間帯のみとする。

6. [遅刻]

※午前8時20分の「チャイムが鳴った時点」で、遅刻として指導する。

(1) 遅刻した場合

- ◎遅刻生徒は、職員室にて「入退室許可証」の交付を受けること。
 - ※入室許可証がなければ入室できない。
- ◎教室にて「入室許可証」を教科担当者に提出すること。
- ◎欠課については、「入室許可証」に記載された時刻で判断する。(25分超過で欠課扱い)
- ◎全校朝礼の時は、鞆を持って移動すること。※下足ロッカーや教室前などには置かないこと。

(2) 遅刻指導対象外となる場合について

- ◎通院・不慮の事故(通学時の事故 他)・交通機関の遅延などは、指導の対象外とする。
- ※「通院遅刻」については、必ず保護者よりその旨を学校(担任)へ事前に連絡すること。
- ※「不慮の事故」については、本人もしくは関係者が学校・保護者へ連絡(速報)すること。
- ※「交通機関の遅延」については、「延着証明」を学年の教員へ提示すること。
- ◎何らかの指導により、入室が遅れた場合

7. [早退]

- ◎早退する生徒は、担任へその理由を申し出る。担任は、早退理由を家庭へ連絡する。
 - ※担任が不在の場合は、学年の教員へ申し出る。
- ◎許可を得た生徒は、「入退室許可証」に必要事項を記入する。
- ◎当該生徒は担任あるいは学年の教員の押印をもらい、「入退室許可証」を提出し、「退室時刻・担当者サイン」を記入してもらう。
- ◎当該生徒は、帰宅後直ちに、担任あるいは学年の教員へ「帰宅報告」の連絡を入れる。

8. [欠席]

- ◎欠席する場合は、必ず保護者から学校(担任)へ連絡をしてもらうこと。
- ※あらかじめ「欠席が分かっている」場合は、事前に保護者から学校へ連絡をすること。

9. [忌引]

- ◎服喪のために出席できない場合、次の範囲で「忌引」とする。
 - (1) 父母死亡の場合：5日
 - (2) 兄弟姉妹死亡の場合：3日
 - (3) 同居の祖父母死亡の場合：3日
 - (4) おじ・おば、別居の祖父母死亡の場合：3日
 - (5) その他の親族死亡の場合：1日
 - ※遠隔地で、移動日数を要する場合は、必要日数を加算する。

10. [学校生活]

(1) 授業について

- ◎各授業の前には、授業の準備を終えておくこと。
- ◎カバンのファスナーを閉める、机の横に掛けること。
- ◎始業時は「お願いします」、終了時は「ありがとうございました」と互いに挨拶を交わすこと。
- ◎授業中の迷惑行為や勝手な行動(私語・立ち歩きなど)は授業妨害とし、懲戒の対象とする。
- ◎トイレは、必ず休憩時間内に済ませ、授業中は緊急な場合以外は認めない。
- ◎トイレ・保健室へ行く際は、担当教員または担任(学年の教員)へ必ず申し出ること。
- ◎教室内のロッカーには、許可された物品のみ置くことができる。(机の中は空にしておく)
- ◎クラブバッグなどは、部室または、教室内の指定された場所に整列して置くこと。

(2) 学校生活について

- ◎教員の指示の無い、授業に関係しない物は持ち込まない。
- ◎教室・特別教室のカーテンは、特別な理由のない限り「常時開放」した状態にすること。
- ◎放課後の教室・特別教室などの使用については、必ず担任・担当教員の許可を得ること。
- ◎生徒間における物品・金銭貸借及び物品の売買は禁止する。
- ◎授業外でグラウンドを使用する場合、安全上、硬いボール等は禁止する。また、許可なく教具を使用しないこと。
- ◎クラブ活動のみの登下校も、原則「制服」とする。(寮生も同様)
- ◎登下校中の立ち寄り(コンビニ・友人宅・ゲームセンター・飲食店など)は禁止する。
- ◎登校後は、下校するまでは許可なく校外には外出できない。(寮生も同様)
- ◎教室・特別教室の物品などを、許可なく持ち出すことはできない。
- ◎学校および施設の教材・教具は大切に扱い、器物破損をしない。誤って破損した場合は、速やかに担任・学年教員に申し出ること。

(3) 定期考査について

- ◎試験前には、机上への落書き、机の中・周囲や制服内のポケットなどに、何も無いかを確認すること。
試験中に、当該教科以外の関係するものが発見された場合も、「不正行為」とみなし懲戒の対象とする。
※スマートフォン等電子機器の持ち込みを禁止する。ただし、教具の申請端末は電源を切り、鞆にしまうこと。
- ◎試験中、筆記用具・指定品目(コンパス・定規など)・監督者より許可されたもの以外は全て鞆に収め、ファスナーを閉める。
- ◎試験中、「質問」がある場合や持ち物が落ちた時は、挙手で監督者に知らせること。
不規則な発言は、「不正行為」とみなす。
- ◎試験中、「紛らわしい行為」はしないこと。
- ◎試験中、「ひざかけ」の使用は認めない。

11. [所持品]

- ◎刃物類の持参は許可された場合のみとする。
- ◎指定鞆の改造・シール貼付・文字や絵の書き込みなどは認めない。
- ◎個人ロッカーの改造・シール貼付・文字や絵の書き込みは認めない。
- ◎高価な物・大金などの所持は認めない。特別な事情のある場合は、朝礼時に担任へ預けること。

12. [携帯電話(スマートフォン)・ウェアラブル端末・iPad(他)]

(1) 携帯電話(スマートフォン)・ウェアラブル端末

- ◎携帯電話(スマートフォン)・ウェアラブル端末の持ち込みは、禁止とする。
※携帯電話(スマートフォン)については、事情のある場合「携帯電話(スマートフォン)許可願」を提出し、生徒部長の許可を得ること。(年度ごとに申請)
- ◎許可を得た場合でも、無断で校内及びスクールバス内での使用は、一切認めない。
※登校前に電源を切り、朝礼で担任に預け、終礼後も電源を切ったまま鞆で管理すること。
- ◎SNS等に関して、本校、本校教職員、本校生徒の不利益になると判断した場合は、懲戒の対象とする。

(2) iPad(他)

- ◎教具の申請端末以外の持ち込みは禁止とする。
 - ◎携帯電話（スマートフォン）の使用方に準ずる。
 - ◎担任及び教科担当者の指示のもとで使用すること。
 - ◎教具の申請端末の使用については、学習目的以外での使用は認めない。スクールバス内での使用についても同様である。
- ※校内で実施される、教育企画部からの説明を併せて受けること。

13. [男女交際]

- ◎健全な交友関係を構築するとともに、互いの人格や立場を大切にすること。
- ◆不適切な交友・行動があった場合、以下の通りとする。
 - 保護者来校のうえ、担任・学年生徒部・学年主任・生徒部長による指導とする。

14. [懲戒、その他罰則]

(1) 目的

- ◎生徒の健全な育成とその教育環境を整えることを目的とする。
 - ※生徒の非行・不良行為などに対し、教育上必要があると認めるときは、本校規定に従い懲戒を与える。
 - なお、懲戒は関連法規・本校学則などにに基づき、校長が行う。

(2) 懲戒の対象

- ◎犯罪少年(14歳以上)・ぐ犯少年など、少年法上の非行、度重なる違反行為および学校生活における性行不良により、他の生徒の教育に妨げがあると認められる事象。
- ◎不良行為とは、ネット上の迷惑行為及び不適切なインターネット利用(SNS関連、インターネットショッピングやオークション等の商取引を含む)・飲酒(ノンアルコール飲料も含む)・喫煙(電子タバコも含む)・薬物乱用・粗暴行為・刃物などの所持・金品不正要求・怠学・金品の持ち出し・性的いたずら・暴走行為・家出・無断外泊・深夜徘徊・不良交友・不健全性的行為・不健全娯楽・その他、健全育成上の支障が危惧される行為。及びアルバイト、それに類する行為。
- ◎バイク(原付・自動二輪)、自動車運転免許の取得。
 - ※法的には認められている事項であるが、安全性と教育環境の確保のため、規定する。
- ◎本校校則に違反した場合。また、他の生徒や自身の学校生活に影響を及ぼすと認められた場合。

(3) 懲戒の種類

- ◎校長訓戒・有期停学・無期停学・転学勧奨・退学とする。
- ◎在籍中に、上記懲戒処分を受けた者は、「指定校推薦入試」、「早稲田大学系属校特別推薦入試」への出願は原則認めない。